

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第 7 号

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程を廃止する規程

鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（平成 11 年鳥取県企業局管理規程第 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県企業局管理規程の形式を左横書きに改正する規程（以下「旧規程」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規程第 1 条第 1 項に規定する既存規程については、旧規程の規定は、この規程の施行の日以後もなおその効力を有する。